

朝霞市奨学金貸与のご案内

朝霞市では、学校教育法に規定する高等学校、専修学校、大学等（以下「対象校」という。）に入学を許可された方または在学中で、経済的理由により修学困難な方に奨学金を貸与しています。

申込みができる方

次の要件を全て満たしている方が対象となります。

- ・市内に住所を有し、申込期間の末日において引き続き2年以上居住していること。
- ・対象校に入学を許可された、または在学中であること。
- ・学資金の支出が困難であること。
- ・保証人が1人以上あること。
- ・人物、学業共に優れた者で、在学または最終卒業学校長が推薦したものであること。

保証人

保証人の要件は、次の要件を全て満たしている方となります。

- ・申込日において、満18歳以上の方
- ・朝霞市奨学金の債務を保証することについてご承諾いただける方
- ・申込日の直近年度に市区町村民税が課税されている方

貸与金額

貸与は、年間分を一括して交付します。

- ・高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校（専門課程以外の課程）を含む。）
12万円（月額1万円×12か月）
- ・大学（短期大学、専修学校（専門課程）を含む。）
24万円（月額2万円×12か月）

申込期間

- 1、令和6年4月1日から4月22日まで
- 2、令和6年10月1日から10月21日まで

※上記期間外での家計急変による申込みは、教育管理課窓口へご相談ください。

申込みに必要な書類

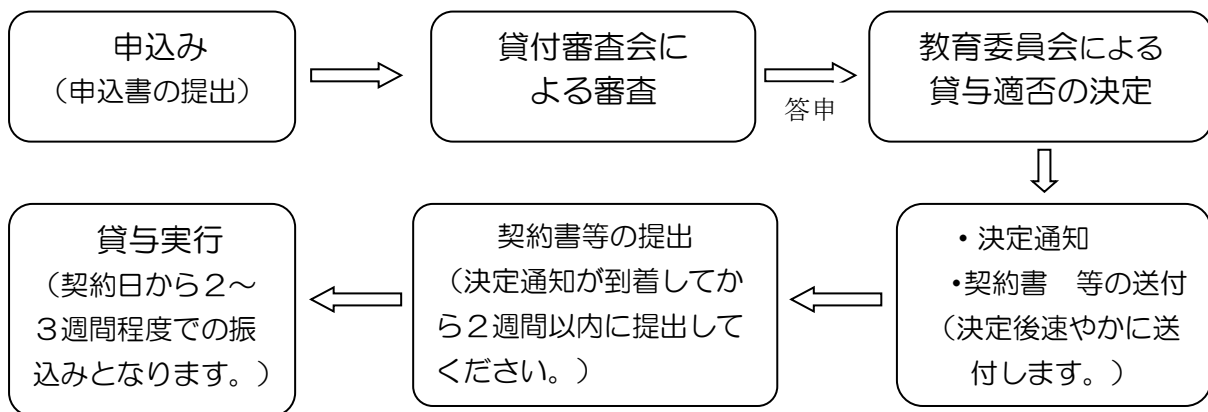
①奨学金貸与申込書 ②家庭調書 ③推薦書 ④入学許可証明書又は在学証明書

※朝霞市外に保護者（申込者が満18歳未満の場合のみ）または保証人がお住まいの場合は以下もご用意ください。

- ⑤住民票の写し（保護者（申込者が満18歳未満の場合）及び保証人）
- ⑥直近年度の市区町村民税課税証明書（保証人のみ）

（裏面もご覧ください）

貸与までの流れ



貸付審査会

令和6年度の貸付審査会は、5月及び11月に開催予定です。

貸与決定後

教育委員会での決定がなされた場合、奨学金貸与適否決定通知書及びその他必要書類をお送りしますので、以下についてご準備のうえお越しいただきます。

- ・契約書（契約金額に応じた収入印紙を貼付いただきます。）
- ・在学証明書（申込時に提出している場合は除く。）
- ・申込者が満18歳以上の場合…申込者の印鑑登録証明書
申込者が満18歳未満の場合…保護者の印鑑登録証明書
- ・保証人の印鑑登録証明書
- ・口座振替申出書

返還について

- ・利息は無利息となります。
- ・その学校における正規の修業期間を終了する日の翌月から起算し6か月を経過した後、貸与を受けた2倍の月数以内（貸与月額を2で除した額）で返還いただきます。
- ・毎月末に埼玉りそな銀行の口座から口座振替による月賦返還となります。
※月末が閉庁日の場合は翌開庁日が返還期限となります。
※繰り上げ返還、一括返還もできます。

お問い合わせ・提出先

朝霞市教育委員会教育管理課学務係（朝霞市役所本館4階42番窓口）

電話番号 048-463-0793（係直通）

048-463-1111（内線2442）

メールアドレス kyoiku_kanri@city.asaka.lg.jp